

妙高市医師養成修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、妙高市医師養成修学資金貸与条例（令和2年妙高市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療科の指定)

第2条 条例第1条の規定による市内の医療機関において特に充実する必要がある診療科は、内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科とする。

(貸与の申請)

第3条 条例第2条の規定により妙高市医師養成修学資金貸付金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けようとする者は、毎年度、医師養成修学資金貸与申請書（別記様式第1号）に、関係書類を添付のうえ、市長に申請しなければならない。

(保証人)

第4条 条例第4条第1項の規定により修学資金の貸与を受けようとする者が立てなければならない保証人の1人は3親等以内の親族でなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(貸与の決定等)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者の選考に当たっては、第3条の規定により提出された書類の審査のほか、必要に応じて面接等による審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査により修学資金の貸与の適否を決定したときは、医師養成修学資金貸与決定通知書（別記様式第2号）又は医師養成修学資金不貸与決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(貸与契約)

第6条 条例第3条第2項の規定による貸与契約は、医師養成修学資金貸与契約書（別記様式第4号）によるものとする。

(修学資金の交付)

第7条 修学資金は、毎月の始めに当月分を修学資金の貸与を決定された者（以下「修学生」という。）に交付する。ただし、2月分以上を併せて交付することができる。

2 貸与を決定した日の属する月分の修学資金については、前項本文の規定にかかわらず翌月に交付することができる。

(異動の届出)

第8条 修学生の休学等の異動の届出は、その理由発生の日から14日以内に次の表の定めるところにより行わなければならない。

異動の理由	届出（願）書の様式	届出者
修学生の休学又は退学	休学（退学）届（別記様式第5号）	修学生
修学生の復学	医師養成修学資金貸与復活申請書（別記様式第6号）	
修学資金の辞退	医師養成修学資金貸与辞退届（別記様式第7号）	

修学生の停学、留年その他の処分	懲戒（留年）処分届（別記様式第8号）	
連帯保証人の変更	連帯保証人変更届（別記様式第9号）	
修学生又は連帯保証人の氏名、住所その他の重要な事項の変更	住所、氏名等変更届（別記様式第10号）	
修学生の死亡	死亡届（別記様式第11号）	連帯保証人

（貸与の取消し又は停止の通知）

第9条 市長は、条例第5条の規定により修学資金の貸与を取消し、又は停止したときは、医師養成修学資金貸与取消（停止）通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

（貸与の復活の通知）

第10条 市長は、修学資金の貸与を復活したときは、医師養成修学資金貸与復活通知書（別記様式第13号）により通知するものとする。

（借用証書の提出）

第11条 修学生は、条例第2条第1号に定める大学を卒業後、直ちに連帯保証人と連署の上、医師養成修学資金借用証書（別記様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、修学生が大学を卒業前に退学し、又は修学資金の貸与を辞退し、若しくは取消されたものについて準用する。この場合において、「大学を卒業後、直ちに」とあるのは「その理由発生後、直ちに」と読み替えるものとする。

（返還免除の手續及び通知）

第12条 条例第6条の規定により修学資金の免除を受けようとする者は、その理由発生後1月以内に医師養成修学資金返還免除申請書（別記様式第15号）に理由の証明できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の医師養成修学資金返還免除申請書が提出されたときは、速やかに免除の可否を決定し、医師養成修学資金返還免除決定通知書（別記様式第16号）により本人に通知するものとする。

（返還の方法）

第13条 条例第7条第1項の規定による修学資金の返還は一括返還、又は分割返還とし、期限は24月以内とする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（修学資金の一部返還免除）

第14条 条例第8条第1項の規定による修学資金の一部返還免除の算出は、診療に従事した通算在職期間を修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数を返還すべき額に乗じて得た額以内の額の返還を免除することができる。

2 一部返還免除の手續及び通知については、第13条の返還免除の手續及び通知を準用する。

（返還猶予の手續及び通知）

第15条 条例第9条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、医師養成修学資金返還猶予申請書（別記様式第17号）に、その理由を証明することができる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の医師養成修学資金返還猶予申請書が提出されたときは、速やかに猶予の可否を決定し、医師養成修学資金返還猶予決定通知書（別記様式第18号）により本人に通知するものとする。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。